

## トレーラーハウス等の取扱いについて

トレーラーハウスなどの車両を利用して事務所や店舗等として使用するものについては、建築確認のための基準総則集団規定の適用事例（一般財団法人建築行政情報センター発行）において、建築物としての取扱いが例示されているが、本市の取扱い及び注意点に関しては以下のとおりである。

### 本市取扱い

土地を継続的に占有し、当該土地を事務所や店舗等の敷地として利用することが予定されている場合は建築物として取扱う。

### 注意点

土地の定着については、必ずしも物理的に強固に土地に緊結されているかどうかだけではなく、随時かつ任意に移動することが予定されているかどうかにより判断する。

このため、随時かつ任意に移動することが予定されていないのであれば、車両として移動することが可能であったとしても、また、設備の配線・配管を容易に取り外すことが可能であったとしても、建築物として取扱う。

例えば、移動図書館や献血車両などは、移動することが予定されているものであり、土地の定着性はないとして建築物として扱わない。また、移動販売車やキッチンカーなどについても常設ではない場合、建築物として扱わない。

（イベント会場などの一時的な設置、短時間駐車での移動販売などで、一時的な利用で、常に設置されていない状態の場合）

### 根拠法令等

建築基準法第2条関係

昭和62年12月1日 住指発第419号

平成9年3月31日 住指発第170号

建築確認のための基準総則集団規定の適用事例 1-1 (1) 車両を利用した工作物